

アンケート調査「受動喫煙に関する意識調査」

たばこによる健康被害は喫煙者だけでなく、火のついたタバコから立ち上る煙(副流煙)によって非喫煙者にも及ぶことが知られています。

兵庫県では「兵庫県受動喫煙防止対策指針」を策定し、多くの人が利用する施設について、敷地内・建物内での禁煙や完全分煙を呼びかけています。最近では、公共施設や鉄道・タクシーなどの公共交通機関の禁煙化が進み、飲食店などでも禁煙のお店が見受けられるようになりましたが、禁煙または完全分煙を実施している飲食店は県下で約20%であり、その他の施設においても指針目標の達成が困難な状況にあります。

参考資料1(「兵庫県受動喫煙防止対策指針」の概要)

そこで、今後の更なる受動喫煙防止対策の推進に役立てることを目的として、受動喫煙に対する意識や防止対策について、県民モニターの皆さんのご意見をいただくことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

(1) 喫煙状況

Q1【喫煙状況】

現在、習慣的にたばこを吸っていますか。

吸っている 《 Q1-2へ》

吸っていない 《 Q1-3へ》

Q1-2 Q1で「吸っている」と回答された方にお伺いします。あなたは、他人がいる場所でたばこを吸うときに、周囲の迷惑にならないよう気をつけていることはありますか。

次の中から最も近いものを1つ選んでください。

喫煙できる場所であっても、自分以外に人がいる場所では吸わない

喫煙できる場所であっても、周囲の人の了解を得てから吸う

喫煙本数を減らすなど周囲に配慮するよう心がけている

気をつけていることはない

Q1-3 Q1で「吸っていない」と回答された方にお伺いします。あなたは飲食店などを利用するときに、気をつけていることはありますか。

次の中から最も近いものを1つ選んでください。

屋内全面禁煙の施設（店）であることを確認してから、利用するよう
にしている

禁煙席が設けられている施設（店）であることを確認してから、利用
するようになっている

確認はしないが、禁煙席が設けられている場合は禁煙席を利用するよ
うにしている

気をつけていることはない

（2）受動喫煙に関する認識

Q2【受動喫煙の認知状況】

「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。

意味も含め知っている

言葉は知っているが、意味はよく知らない

知らなかった（今回の調査で初めて知った）

Q3【受動喫煙の曝露状況】

「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙
を吸わされることをいいます。

あなたは、受動喫煙にあったことがありますか。（この半年間位の間に）

ある 《 Q3-2、Q3-3へ》

ない 《 Q4へ》

Q3-2 Q3で「ある」と回答された方にお伺いします。あなたはこれまで受動喫煙
にあったとき不快に感じましたか。

不快に感じた

どちらかといえば不快に感じた

不快に感じなかった

Q3-3 Q3で「ある」と回答された方にお伺いします。あなたはこれまで受動喫煙
にあったとき、どのような行動をとりましたか。

喫煙者に喫煙を控えるよう求めた

自分が席や場所を移動した

自分が我慢した

気にならなかったため、何もしなかった

Q 4 【受動喫煙による健康影響に対する意識】

あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。

影響があると思う

影響がないと思う

わからない

Q 5 【健康増進法第 25 条の認識】

あなたは、学校、病院、劇場、集会場、官公庁施設、飲食店など多くの人が利用する施設では、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、法律で定められていることをご存じですか。

詳しくは、財団法人 健康体力づくり事業財団 HP をご覧ください。

http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/law/index_1.html

知っている

知らなかった（今回の調査で初めて知った）

Q 6 【兵庫県受動喫煙防止対策指針の認識】

兵庫県では「兵庫県受動喫煙防止対策指針」を策定し、多くの人が利用する施設について、敷地内・建物内での禁煙や完全分煙を呼びかけていますが、あなたは指針とその内容をご存知ですか。

参考資料 1（「兵庫県受動喫煙防止対策指針」の概要）

- * 完全分煙とは・・・施設内に間仕切り等による喫煙場所を設け、喫煙場所から禁煙場所にたばこの煙やニオイ（粒子状・ガス状物質）が漏れ出ないようにすること

内容も知っている

指針があることは知っていたが、内容は今回初めて知った

知らなかった（今回の調査で初めて知った）

（ 3 ） 今後の受動喫煙防止対策について

Q 7 【行政の受動喫煙防止対策に関する意見】

受動喫煙を防止するために、行政が取り組むことが望ましいと思う対策は何ですか。（複数回答可）

喫煙者のマナーを向上させるための広報などの取組
受動喫煙防止対策を実施している施設の認証や表彰
受動喫煙防止対策を実施していない施設に対する指導・勧告
施設管理者等が受動喫煙防止対策を講じる際の経済的・技術的支援
法律や条例による規制
禁煙を希望する者への禁煙支援
特に対策は必要ない
その他（下欄に具体的にご記入ください）

Q 8 【受動喫煙による健康被害防止に向けた規制への賛否】

神奈川県では、今年4月以降、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が施行され、不特定または多くの人々が利用する各種施設での喫煙が規制（禁煙または完全分煙）され、違反者には罰則が科せられますが、このように条例で規制することについて、どのようにお考えですか。

参考資料2（「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の概要）

- 賛成である
- 反対である
- わからない

Q 9 【施設の禁煙または完全分煙化に対する意見】

あなたが特に禁煙または完全分煙を徹底して欲しいと思う施設はどれですか。
あてはまる施設全てにチェックを入れてください。（複数回答可）

- 官公庁施設（市役所など）
- 保育所・幼稚園
- 小・中・高等学校
- 大学・短期大学・専門学校
- 医療関係施設（病院・診療所・薬局・あん摩マッサージ店・鍼灸院・
整骨院・整体院など）
- 公民館等集会場
- 博物館・美術館・劇場・映画館

- 動物園・植物園
- 運動施設（体育館・プール・ジム・ボーリング場・野球場など）
- 百貨店・スーパー
- 公衆浴場
- 飲食店（喫茶店・レストラン・居酒屋など）
- ホテル・旅館のバー・レストラン等の共用スペース
- 駅・バスターミナル
- 銀行などの金融機関
- 郵便・電気・水道・ガス・通信事業などの営業所
- 神社・寺院・教会
- 老人ホーム等社会福祉施設
- ゲームセンター・カラオケ店等未成年者が立入る娯楽施設
- パチンコ店・マージャン店等未成年者が立入らない娯楽施設
- 21 その他、理美容店・クリーニング店・旅行代理店・不動産店など
サービスを行う店舗
- 22 職場（事務室、執務室など）
- 23 特にない
- 24 その他（下欄に具体的にご記入ください）

Q10 【その他】

受動喫煙防止に関してのご意見がありましたら、自由にご記入ください。

参考資料 1

「兵庫県受動喫煙防止対策指針」の概要

受動喫煙による健康被害をなくし誰もが暮らしやすい社会を目指して、多数の者が利用する施設の管理者とともに、県民の皆さんが、受動喫煙防止対策に積極的に取り組むための手引きとなる指針を策定。各機関別の禁煙・分煙の現状や方向性、目標値を定めています。(平成 16 年 3 月策定)

目標達成状況

施設種別		対策目標	達成状況
			H 20
官公庁舎(市町)		敷地内禁煙または建物内禁煙 100%	59%
教育機関	小・中・高校	敷地内禁煙 100%	80%
	大学等	敷地内禁煙 100%	36%
医療機関		敷地内禁煙または建物内禁煙 100%	79%
事業所		敷地内禁煙または建物内禁煙 または完全分煙 100%	49%
運動施設			85%
文化施設			84%
飲食店			20%
宿泊施設			17%
交通機関			35%
家庭			家庭内の妊婦や乳幼児のいる場での禁煙

* 県庁舎、県立病院は建物内禁煙 100%、県立学校(高校、大学、養護・聾・盲学校)は敷地内禁煙 100%

詳しくは、兵庫県 HP をご覧ください。

たばこ対策について

http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/hw13_000000005.html

平成 20 年度兵庫県受動喫煙防止対策実施状況調査結果

http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/hw13_000000047.html

参考資料 2

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の概要

神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るため、不特定又は多数の者が出入する室内又はこれに準ずる環境下での喫煙を規制する「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が制定されました。(平成 21 年 3 月公布、第 1 種施設：平成 22 年 4 月施行、第 2 種施設：平成 23 年 4 月施行)

規制対象施設の分類

施設区分	必要な措置	施設例
第 1 種施設	禁煙	学校、病院、劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通機関、図書館、社会福祉施設、官公庁施設など
第 2 種施設	禁煙または分煙を選択	飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオケボックスなどの娯楽施設、その他のサービス業を営む店舗(クリーニング店、不動産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所など)

罰則

条例では、罰則として喫煙禁止区域でたばこを吸った場合は 2 万円以下、施設管理者が必要な義務を果たさない場合は 5 万円以下の過料処分の対象となります。(第 23 条)

詳しくは、神奈川県 HP をご覧ください。

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/tobacco/jorei_index.html